

令和８年度第１回広島市消費生活審議会の開催について（お知らせ）

１ 広島市消費生活審議会の概要

広島市消費生活条例（平成１８年広島市条例第７５号）の規定により、消費生活に関する重要な事項等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

２ 開催日時

令和８年８月１９日（水）１５時から（２時間程度）

３ 開催場所

アクア広島センター街８階 アクアホール
（広島市中区基町６番２７号）

４ 会議の議題

（１）報告事項

ア 令和７年度消費者行政の実績報告について

イ 令和８年度消費者行政の事業説明について

ウ 「第３次広島市消費生活基本計画」に基づく令和７年度消費者施策（個別施策）実施状況について

エ 「第３次広島市消費生活基本計画」に基づく消費者施策達成目標の進捗状況について

（２）その他

５ 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

（１）傍聴者の定員

１０名

（２）受付

１４時３０分から１４時５５分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。

（３）傍聴者の遵守事項

会場で傍聴者の遵守事項を配布しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

６ お問い合わせ

広島市市民局消費生活センター

広島市中区基町６番２７号 アクア広島センター街８階

電話（０８２）２２５－３３２９（直通）

FAX（０８２）２２１－６２８２

eメールアドレス shouhi@city.hiroshima.lg.jp